

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01283

研究課題名（和文）外交と立憲主義

研究課題名（英文）Diplomacy and Constitutionalism

研究代表者

富井 幸雄 (Tomii, Yukio)

東京都立大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号：90286922

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：対外関係法学を我が国の公法学の一部として打ち立てるのをめざして、アメリカの対外関係法（Foreign Relations Law（FRL））をモデルにすべくこれを体系的に考察した。FRLは法学分野として成熟しており、主に憲法の外務権限の所在やその行使の手続きさらに統制を検討するものである。外務権限は政治部門なかつく大統領（執行権）優位であり、そこから内務に関する公法とは異なる法原理となる外務法例外主義の伝統がある。グローバル化した今日、これに動揺が見られ、司法権や立法権の統制や関与を通常の法治主義でとらえる議論も有力で、FRLは権力分立論と深くかかわっていることが見いだされる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

対外関係法という法分野を公法学の一領域としてその考察すべきと主唱する。アメリカのFRLをモデルとすべくこれ紹介分析し、外交や外務において民主的立憲的そして法学的分析や統制の必要性を示した。FRLの体系を整理しそこでの議論や課題の概要をわが国に提示し、我が国のアメリカ公法研究のすそ野を広げるとともに、それが日本の公法学では国際法との間隙になっていることを自覚させ、この領域に公法学のメスを入れた。また、わが国で論じられていない、外務権限の所在や議会の統制、行政協定の合憲性、外交に対する司法統制、慣習国際法の国法秩序での位置について、示唆的なアメリカの議論を分析した。

研究成果の概要（英文）： Seeing Foreign Relations Law(FRL) ignored in Japanese public law scene, I propose launching FRL studies there purportedly modeled after those of the United States which have finely and systematically established it as a field of law. FRL focuses on the authorities and procedures on foreign affairs or relations in the Constitution or international law as well. It has a traditional theory of foreign affairs exceptionalism(FAE) which presupposes Presidential (Executive) dominance over the other two branch, Congress and the Judiciary in foreign affairs matter so that FRL basic rules are different from those of domestic law. As globalization gradually prevails in international sphere, this tradition is shifting and modern theory is going forward normalization which understands and analyzes FRL the same as domestic law. I have learned that every issue around FRL relates constitutional separation of powers.

研究分野：公法学

キーワード：対外関係法 制定法解釈 権力分立 憲法 アメリカ最高裁 条約 司法審査

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

グローバル化が進んだ現在、国際法は従来国家間の取り決めととする古典的な理解から、国家をとびこえて直に国民の生活に規制的な影響をもたらす概念へと、新たなフェーズに入っている (Paul B. Stephan, *The World Crisis and International Law: The Knowledge Economy and the Battle for the Future*, Cambridge University Press (2023))。公法学は、国民の権利や義務にかかわる公権力行使には民主的なプロセスを前提とする厳格な法治主義を敷いている。国内レベルでは国会の法律に基づかなければ公権力は行使しえない原理に立って、行政法や憲法の議論が展開される。しかし、外交外務あるいは対外関係の法分野は、それが国家という権力機構によってなされ、外交の果実である条約をはじめ国際協定が国民の権利や義務に相当な影響を及ぼすものであっても、法治主義の厳格な要請という認識は相当に薄く、公法学の対象にほとんどされておられない。日本国憲法は外交を規定しているし、統治は内務と外務からなることを考えれば、対外関係法という分野を公法学に確立させなければならない。

代表者は、安全保障や外務関係について公法学的分析がなされているアメリカ法を注視してきている。公法学のそうした現状にあって、わが国には同国の対外関係法(Foreign Relations Law(FRL))は開拓されておられないし、社会的にも学問的にも関心が注がれていない。

2. 研究の目的

対外関係法学の我が国での構築を視野にいれて、その体系や論点、方法論の基礎を分析する。その際、日本国憲法との比較を意識しながら、モデルとしてアメリカのFRLの研究を体系的に行う。FRLの法学方法論や基本的な視点、判例や学説の蓄積と展開を客観的に分析し、公平公正にFRLの概要を我が国に提示する。そして対外関係法学の必要性和構築に向けた学問的関心をわが国の公法学に呼びおこす。本研究はそのための足掛かりとなるのを目指す。またFRLという法学分野をわが国にも導入しアメリカ公法の研究の裾野を広げ、その深化をはかる。

研究の進捗に応じて論文等で公開し、成果の一部を公表する。

3. 研究の方法

ベースはオーソドックスなリーガル・リサーチである。文献の分析と整理であり、判例や制定法や条約の渉獵と分析である。さらにアメリカでの現地研究を行い、研究者へのインタビューや研究会やシンポジウムの参加を通してFRLの現状や課題を体得する。現地でのリサーチとともに、アメリカのFRLの最新の研究や研究者等の交流をはかりながら、研究を深めていく。期せずしてCOVID-19で、毎年計画していた訪米滞米による研究は2年半ほど中止を強いられることとなった。それでもパンデミック直前の2020年2月から3月と、終了年度とその前年には主にワシントンDCの大学や機関に訪問し研究することができたし、研究者とも交流し知己を得たことは意義深い。こうしたオーラルな情報交換は研究に大きく反映している。

法学研究の方法としては比較憲法学のそれをとる。もっとも、日本の公法学では対外関係法としての視点や分析、研究はなされていないから、我が国での問題や課題を指摘し、ポイントを示したうえでそれに関してアメリカのFRLはどう考察しているかを研究する展開となり、このFRLの研究にストレスをおいた。

4. 研究成果

(1) 本研究の課題

本研究はFRLの基本原則と体系を考える試論である。日本国憲法では内閣が対外関係を処理する(73条2号)と規定するなど、外務もわずかに言及されている。アメリカ憲法も外務について口数が少ないけれども、それをもとにFRLを公法学の一分野として確立させている。そうしたアメリカのFRLが何に関心を持ちどのように議論しているのかを検討する。そこでは対外関係法が対国内の法分野での原理と異なるのか、立憲主義の別の様相がそこに認められるのかの原理論が根本にあるのを見いだす。そうしたFRLに以下のように研究してアプローチした。

(2) 対外関係法の特徴 - 司法権の執行権への敬讓

行政法における敬讓理論 - 主にシェブロン法理

司法が法を解釈する究極的機関であるなら、対外関係法も同様に司法で判断されなければならない。ただ対外関係法は執行権優位の立憲構造解釈にあって、その判断に司法が敬讓する傾向とそれを支える理論がある。ただ内務たる行政法において敬讓法理は確立しており、対外関係法の検討の前提として行政法での敬讓を考察した。それはシェブロン法理であり、制定法があいまいな時、行政権の解釈に特段の不合理がなければ裁判所はそれを最終的な解釈とするもので、

行政国家現象にマッチした法である。一方で司法の役割を認識しこれを否定する議論がある。その典型がゴースッチ現最高裁判事であり、彼の言説を分析した。これをめぐって行政と司法の関係といった権力分立が強く意識され、もとよりこの原理には一義的回答がないわけで、シェブロンや敬讓理論も複雑多様であるのを見た。

対外関係法での敬讓

FRLにおいて、司法は執行権の解釈や実務に関与するのは消極的で、その際シェブロンをアナロジーさせる有力な見解がある。伝統的にとりわけ20世紀前半以降、対外関係法の領域では政治的問題などで司法判断適合性を欠くとされる法理があり、背景に外務の迅速性や秘密性など固有の特性があることから、外務では制度的機能的に有利である執行権に司法は関与しないと理解される節がある。その金字塔がCurtiss-Wright事件でのサザーランドの議論で、執行権専権は超憲法原理とし、外務例外主義(foreign affairs exceptionalism(FAE))を打ち立てた。この延長線上に外務での敬讓があり、シェブロン法理の適用が主唱される。もっとも、シェブロン法理自体は行政法原理で、行政権の制定法解釈に有権性を承認するものである。対外関係法は多くは執行権の解釈実践になるわけで、執行権のケースに及ぶかは判例がないし、シェブロンを対外関係法領域に適用するのにも批判がある。これ自体、外務にかかわる司法権と執行権の関係をどう見るかに影響するもので、権力分立にかかわる。

(3) 条約と憲法

行政協定(Executive Agreements(EA))

日本もそうであるけれども、RRLの領域で憲法が想定あるいは規定していない法ツールとして行政協定(EA)が一般的となっている。EAが条約に対して質量ともに凌駕している。アメリカでは行政国家の台頭に符合するかのようになり、国際的取り決めとしてEAが主流になっていく。しかし、憲法に規定がないので、それが合憲なのか、合憲だとしても条約と同じように考えられて同様の手続きを踏むのが、憲法問題となる。さらに国際的取り決めの手段や類型の選択で、EAにするのか条約にするのかに基準はあるのか、だれがそれを判断するのかも、憲法問題にできる。EAには、条約に基づくEA、議会と大統領の協働によるEA(Congressional EA(CEA))、大統領単独のEA(sole EA(SEA))の3類型がある。後2者は憲法の規定が全くないところに位置づけられるから合憲性が問題となるが、判例や通説ではクリアーされている。州の政策を凌駕する地位も認められている。EAは大統領が締結するわけであるが、CEAは事前もしくは事後に議会の同意をえるものであるから、立憲主義的統制という面は満たしている。問題はSEAであり、さらに大統領がこれを多用すると国際協定に対する立憲的統制がおろそかになる懸念が生じるから、権力分立の枠組みに基づく統制が高じられている。ひるがえって日本においても同様にEAが多用されているが、憲法との関係で条約が必要とする国会承認もEAに適用されるかの基準は大平ドクトリンで終わっている。これに反省を促し、FRLのような憲法議論を深化させるべきと指摘した。

条約の終了

国際法(条約法に関するウィーン条約(VCLT))は条約の終了について定めている(56条)けれども、主権国家において誰がどのようにこれを為すかは規定しておらず、憲法の定めるところに委ねられる。アメリカ憲法では批准について上院の3分の2の同意で大統領がなすとすると、その終了には規定がないので、大統領の専権とする説と、批准と同様に議会(上院)の同意を要するとの説がある。条約の終了の権限に関する最高裁判例(Goldwater v. Carter)は政治的問題だとして実質的判断はしていないけれども、大統領の一方的終了を結果的には是認した。実務や通説でも大統領権説が優勢で浸透している。ただトランプ大統領の行動にもみられるように、これを濫用する傾向は否定できず、これをどう統制するかは憲法の関心となる。政治的統制は現実になされ得るが、法的には条約承認時に上院が終了に関して条件を付ける(RUDs)手法がある。これは権力分立の議論となる。議院内閣制の日本国憲法下で条約の終了は問題とされたことがないようで、それは内閣と議会が一体ということにあるが、終了権の所在を明確にしたうえで手続きも含めてどのようにコントロールするか、考察していく必要があると指摘した。

条約の未批准

条約を署名したにもかかわらず、国内に持ち帰ってからは立憲的枠組みで承認や批准という展開に可能な限り迅速になされるべきと考えたとき、国内において未批准の状態になることが憲法上問題にならないか。未批准(unsigned)についてアメリカ憲法に規定はない。実際に執行権から条約の案文を送付され上院で審議することになるわけであるが、これに時間的な制約はかけられず現実に長期に上院にとどめ置かれている場合もあるし、上院の承認はなされたものの大統領が批准の手続きを取らない場合もあり、それが憲法上どう評価されるかを検討した。VCLTは署名と批准の間に国内で議論されるための時間的猶予を設けている(18条)し、アメリカもVCLTを遵守する国是に立つが、未批准はアメリカにおいて顕著とされる。この問題は大統領と議会の権力分立の問題となるわけで、未批准の状態が続く場合、大統領の条約終了権説にのっかれば、国際社会をおもんばかって条約を撤回することもありうる。

条約の解釈 - 権力分立を中心として

主権国家間の文書による法的拘束力のある取り決めである条約は、その実施には締約国の解釈が前提になる。VCLTは国家によって解釈がバラバラにならないように解釈のルールを設けているけれども(31~33条)、解釈の争いは生じ、自国の解釈を主張することになる。それは立憲システム内でのプロセスとなるが、条約自体3権を拘束するわけであるから、3権間で解釈の対

立が生じうる。ただ国家として一義的な解釈が必要となる。それはどこが行うのか、権力分立の枠組みで調整や統制がどのようになされるのかをアメリカ憲法で考察する。基本は政治部門が解釈するわけで、とりわけ大統領のそれは有権的地位を有する。まず解釈で問題となるのが、条約が自力執行力のあるものである。政治部門での争いともなりうるが、これは究極的には司法が判断することとなる。解釈の方法として、条約がそもそも契約とみられたことから契約に類するものであったが、次第に制定法解釈にアナロジーされるようになっていく。憲法は外務について3権それぞれに権限を分配している。大統領は条約の製作者であり他国と交渉し条約を執行する最高責任者となる観点から、条約を解釈する地位にある。また、条約を国内法化する議会、とりわけ条約に同意を与える上院の解釈権は重要となる。司法は国内法としての条約を解釈適用する権限があるけれども、条約の政治的性格から政治部門特に大統領の解釈に敬讓する法理が展開される。シェブロン法理のアナロジーもあり、条約解釈が制定法解釈に類似しているのを物語る。ただ敬讓を是としてもそれがいかなる根拠で正当化されるかには議論がある。

(4) 慣習国際法(CIL)と憲法

CILは対外関係法の法源となるか、憲法上国法秩序にはどのように位置づけられるか。日本国憲法は条約とならべて「確立された国際法規」を順守するだけ規定している(98条2項)。これがCILを指し、国際社会で規範として認識された慣習法をいうとされるけれども、国内法との関係を含めて我が国の公法学では議論されていない。これを確認したうえでアメリカのFRLではCILはどの位置づけられるかを研究した。まずアメリカ憲法はもちろん、いかなる法にも日本国憲法98条2項のような規定は一切ない。ただ判例上、国内法に順化しているものを認め、アメリカ憲法の最高法規条項(6条)から州法に優先するとの法理が確立している。すなわちCILは法源となる可能性を持っており、それはアメリカ建国初期の判例で確立し、アメリカが建国時には国際的に承認されるようになるために、国際法(当時は国際法は慣習法)を尊重したことと州ごとにこれがまちまちにならないように配慮したことにある。これはコモンローからも帰結される。ただ現在では連邦コモンローは否定されており(Erie判決)、CILは制定法によって凌駕されることになっている。

(5) 非拘束的協定と憲法

国際社会では条約や行政協定といった法的拘束力のある手法で国際法を形成するのではなく、ソフトロー的手法で国家間の信頼に基づいて国際法を形成するやり方が実務を示すようになっている。こうした非拘束的協定(non-binding agreement(NB))は、憲法にも制定法にも実体的権限や手続きがあるわけではないけれども、現実にはユニバーサルになり、国内法にも影響を及ぼすようになっており、無視できない存在となっているのを見ると、これに対して立憲的統制は考慮しないままでよいわけではない。アメリカFRLでは大きな論点とはなっていないけれども、こうしたNBの状況を考えてとき、法的考察は必要である。ソフトローは他の法分野でも存在し法学的分析がなされている。ソフトローであるNBに憲法学的考察を試みた。わが国では国際約束との称するが、アメリカでは政治協定(political commitment(PC))ともいわれ、これの憲法的正当性や統制の問題を考察した。国際法制定権は政治部門、特に大統領にあるわけで、その締結は政治プロセスの問題で憲法上特段問題はないが、NBであっても事実上の拘束力を認められるものもあるから、そうすると権力分立の枠組み、とりわけ議会による統制が講じられる必要性を指摘した。大統領は自らの判断で条約などにすべきものをNBとかPCにすることがあり、かといってそうしたPCがこれを実行するとの名目で国内的規制の基盤とされうることもあるから、最低限そのアカウンタビリティを確保する制度を講じる必要がある。ひるがえって我が国ではこうしたことは議論されないけれども、NBが国際法の少なからぬ部分を占めるようになってくるから、アメリカの議論を研究する必要があることを示した。

(6) 外交関係法の議会による統制の可能性 - ペルソナノングラータ(PNG)をめぐって

外交関係の国際法では外交官に対しPNG(好ましからざる人物)を宣告して、国外退去を命じたり派遣国に対して召還や解職を要求したりできる。これは古典的慣習的に、受け入れ国の主権的な裁量的決定権とされており、現在では「外交関係に関するウィーン条約(VCDR)」9条に規定されている。基本的に受け入れ国が好ましくないと判断した外交官にPNGを宣告できるが、かかる主権の決定の所在は国内法とくに憲法の問題となる。ではどこがどのようにPNGを決定し実行するのか。日本国憲法では73条2号と、内閣が実質的に外国の大使行使を接受する決定権を有することから、内閣がこれをなすうると解する。アメリカでも同様にPNGについての憲法規定はないけれども、執行権がこれを決定すると解されており、その憲法上の根拠は大統領の大使公使の接受権とされる。現在、このPNGは外交政策や安全保障の見地からなされることが目立っており、特に2022年のロシアのウクライナ侵攻を契機に国際社会が2分化される中で、陣営間で報復合戦の要素を呈している。こうした状況で、PNGを執行権の専権で自由裁量だと割り切れないのではないかと考える。アカウンタビリティ確保がまず重要であり、議会の統制や監視が有効かつ適切な立憲的手法となる。ただ外国の大使公使の接受は執行権の固有の権限であるから、立法がこれを規制するのは権力分立上の憲法問題を提起しうる。もっとも、PNG自体、立法の規制あるいは授權はなくそうすべきとの議論はアメリカにおいてもみない。ただ東京宣言で明確にされたテロ行為者の排除は共有され、我が国でもこうした外国人(外交官ではない)を退去さ

せたり受け入れなかつたりすべきと執行権を羈束する立法案が出されている。アメリカも P N G に関する国内法はないけれども、アメリカの国益に反する外国人を退去させたり入国させたりできなように大統領に義務付けるマグニツキ 法があるし、VCDR を実効化する、駐在外交官の権利や義務に関する立法は整備されている。またアメリカは国連があり、国連に出席する外国の代表団について、国連との協定を結びこれを実効かする立法が整備されている。このように外務であり大統領専権ではあっても立法の規制もあり、議会も外務権限を行使しているのをみるのである。

(7) 内務外務 2 分論と立憲主義

公法学は内務と外務の 2 分し(2 分論)、もっぱら前者の法現象を考察の対象にしてきた。外務は行政法や憲法の厳格な制約から緩和されるとみられる節がある。外務を規制する国内法を対外関係法としたとき、アメリカは伝統的にこうした考え方をこの法分野である FRL に原理的にあてはめてきた(外務例外主義(Foreign affairs exceptionalism(FAE))). それは機能的な権力分立主義にたち、執行権が迅速かつ柔軟に外務を処理しアメリカの国際社会で地位向上と行政国家に符合するものであった。しかし、現在、国際社会の規律が国民まで羈束するようになり、FRL も国内法と同じように考えられるべきとの議論が唱えられるようになっている(正常化論)。さらに大統領が外務の専権といった憲法解釈自体に、主に原意主義の観点から批判が生じるようになっている。2 分論は揺籃しているわけで、FRL をどうとらえるかといった基礎理論が考究されている。わが国では FRL は意識されていないけれども、外務に民主性が要求されるとするなら、そこにいかなる法原理が妥当するか、行政法などと同様に法治主義が当てはまるか、まず考えていかなければならない。日本の公法学ははっきりしないけれども 2 分論を前提としているようであるけれども、FAE とするわけでもなく、外務権限の所在や配分の憲法解釈も定まっていない。アメリカの FRL の原理論は我が国に FRL を構築する基礎として重要なたたき台となる。

(8) まとめ

対外関係法の基本は憲法にあることと、国際法も関連するけれども、主に対外関係に関する国内法(条約を含む)であることを確認した。ささやかながら、本研究で連邦制との関係を除く FRL の体系的な研究を遂行し、我が国の対外関係法学の基盤と方向性を示すことができた。本研究の目的はおおむね達成できたと思料する。日米の憲法や法体系は同一ではないけれども、執行権優位の外務権の行使や外交政策の形成や実践は共有され、比較法学的考察は意義がある。その際、公法学的考察として権力分立をどう考えるかが鍵となるのを見出した。また FRL の学問的考察は憲法原意主義が主流であることを観察した。ただ憲法の本意をどこにどのように見いだすか、それをどう解釈するかは議論が分かれ、憲法の外務権の解釈を複雑にしているのを見た。日本国憲法にはアメリカのような確固たる方法論として原意主義はないわけで、憲法の外務権をどう解釈するかの方法論は今後の課題となると考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 11件）

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 63
2. 論文標題 非拘束的国際協定 憲法の視点	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 51-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 63
2. 論文標題 条約の終了と憲法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 117-156
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 129
2. 論文標題 憲法と行政協定(一)－条約条項との緊張	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 141-178
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 129
2. 論文標題 憲法と行政協定(二)－条約条項との緊張	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 119-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 129
2. 論文標題 憲法と行政協定(三)―条約条項との緊張	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 171-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 62
2. 論文標題 「確立された国際法規」と慣習国際法 - アメリカ憲法の議論を素材として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 19-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 62
2. 論文標題 行政法解釈権における裁判所と行政機関の相克(4・完) - ゴーサッチ最高裁判事のシェブロンへの立ち位置を素材として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 51-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 127
2. 論文標題 外務における司法権の執行権への敬讓	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 87 - 166
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 61
2. 論文標題 行政法解釈権における裁判所と行政機関の相克(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1 - 54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 61
2. 論文標題 行政法解釈権における裁判所と行政機関の相克(3)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1 - 49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 富井幸雄	4. 巻 60
2. 論文標題 行政法解釈における裁判所と行政機関の相克(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------